

運転者の採用

雇い入れ時の健康診断の実施 (労働安全衛生規則第43条)

雇い入れ以前、過去3年間の事故歴の把握 (運転記録証明または無事故無違反証明)

事故あり※

事故なし

適性診断

事故惹起運転者※

特定診断

乗務前に実施する。但しやむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施する。

65歳以上の運転者

適齢診断

65歳に達した日以降の1年以内に1回と、その後3年以内ごとに1回実施する。

左記以外の運転者

初任診断

乗務前に実施する。但しやむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施するが、過去3年間において受診していた場合は、その控えを事業所に持参する事で足りる。

事故惹起運転者特別教育

乗務前に実施する。但しやむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施する。

- ①トラックの運行の安全の確保に関する法令等
- ②交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策
- ③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ④交通事故を防止するために留意すべき事項
- ⑤危険の予測及び回避
- ⑥安全運転の実技

①～⑤について合計6時間以上実施
⑥については可能な限り実施することが望ましい



高齢運転者特別教育（該当する場合）



初任運転者特別教育（該当する場合）

高齢運転者特別教育

適齢診断結果が判明した後、1か月以内に実施する。

適齢診断の結果を踏まえ、
①諸能力の状況を自覚させる
②加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法等について自ら考えよう指導する

初任運転者特別教育（該当する場合）

※事故惹起運転者とは

- ①死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（注）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こした運転者
- ②軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者

初任運転者特別教育

過去3年間において事業用貨物自動車（緑ナンバー）の運転経験が無い者について、乗務前に実施する。

添乗による安全運転の実技により、一般貨物自動車運送事業者等が安全な運転に必要な技能を備えていると判断した運転者に対しては、その後の添乗による安全運転の実技に限り、乗務を開始した後1か月以内に指導を実施しても差し支えない。

①一般的な指導及び監督

国土交通省告示1366号の(1)～(12)を合計15時間以上実施

②安全運転の実技

20時間以上実施

（注）自動車損害賠償保障法施行令

第5条第2号 次の傷害を受けた者

- イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの
- ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの
- ハ 大腿又は下腿の骨折
- ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
- ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの

第5条第3号 次の傷害（前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者

- イ 脊柱の骨折 ロ 上腕又は前腕の骨折 ハ 内臓の破裂
- ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの
- ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害

第5条第4号 11日以上医師の治療を要する傷害（第2号イからホまで及び前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者